

令和9年度進学予定者向け

中野区給付型奨学金 募集案内



大学・短期大学・高等専門学校（4年生以上）・専修学校に

進学予定で、支給要件を満たす皆さんが申請の対象となります。

中野区子ども教育部 子ども・若者支援課 子ども・若者支援係



目次

1	募集時期	・ ・ ・ ・ ・	P3
2	募集人数	・ ・ ・ ・ ・	P3
3	対象となる学校	・ ・ ・ ・ ・	P3
4	対象判定フローチャート	・ ・ ・	P4
5	対象要件	・ ・ ・ ・ ・	P5
6	支給額の確認方法	・ ・ ・ ・ ・	P12
7	支給時期	・ ・ ・ ・ ・	P15
8	申請の流れ	・ ・ ・ ・ ・	P15
9	入学後の流れ	・ ・ ・ ・ ・	P19
資料	Q & A	・ ・ ・ ・ ・	P20
資料	支給額算定方法	・ ・ ・ ・ ・	P24
資料	中野区の若者向け事業の一例	・ ・ ・	P32

【本冊子で出てくる用語】



用語	内容
あなた	この奨学金を申請する本人
大学等	大学、短期大学、高等専門学校(4年生以上)、専修学校
確認大学等	国又は地方公共団体から修学支援の対象となることの確認を受けた学校
国制度	国の「高等教育の修学支援新制度」。JASSO による給付型奨学金と、大学等による授業料・入学金の減免を組み合わせた制度です。
生計維持者	収入や居住要件などを確認する際に基準となる人。父母がいる場合は、原則として父母2人が生計維持者となります。 ※父母以外の方が生計維持者となる場合など、詳しくはQ & Aをご確認ください。
支給額算定基準額	住民税情報等をもとに、収入要件や支給区分を確認するために算定する基準額



中野区 HP

本奨学金制度に関する情報は、中野区ホームページでもご案内しています。

支給見込額を確認できるシミュレーターも利用できます。

以下の二次元コードからご確認ください。



まずは、こちらをお読みください。

1 まず、国制度の対象となるかを確認してください。

中野区奨学金は、国の「高等教育の修学支援新制度」を基準としています。
まずは、国制度の対象となるか確認しましょう。



- ☒ 給付奨学金
- ☒ 授業料等減免



この冊子では、「高等教育の修学支援新制度」を「国制度」と表記しています。

国制度の概要は国ホームページをご覧ください。
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



2 次のいずれかに該当する方が申請できます。

中野区奨学金を申請するには、「生計維持者（主に両親）のいずれかが1年以上中野区に在住」、「入学する年度末時点で30歳未満」などの要件を満たす必要があります。
そのうえで、次のいずれかに当てはまる方は、申請できます。

A 国制度の対象となる方

国制度の採用候補者

(国制度に申請中の方も申請可能です。)

B 国制度の対象外となる方

国制度の対象外だが、区が定める要件に該当する。

(例) 所得が国制度の基準を超える場合
(世帯年収上限の目安は約700万円前後。
ただし、世帯構成等により異なります。)

3 国制度が対象外の方は、成績等の要件を確認します。



国制度の対象外となる方でも、区が定める要件を満たす場合は申請できます。

その場合、税情報から計算する「支給額算定基準額」や「学業成績・学修意欲」などを審査します。



4 申し込みには、次のような書類が必要です。

全員必要



課税情報が
確認できる書類



学費が分かる書類
(進学予定校)

国制度対象の場合



国制度の
選考結果

国制度対象外の場合



成績・学修意欲
を確認できる書類

該当者のみ必要 (例)



課税証明書等 & 住民票
(中野区外在住の場合)



在留資格が
確認できる書類
(外国籍の場合)

1 募集時期

令和8年8月14日（金）から令和8年10月14日（水）まで

2 募集人数

80名程度

※支給要件を満たす方のうち、支給額算定基準額が低い方から、優先して内定者を決定します。

3 対象となる学校

下表に示す国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から奨学金の対象となることの確認を受けた学校(確認大学等)が対象です。

確認大学等の一覧はこちらから確認できます。

【文部科学省 HP】 <https://www.mext.go.jp/kyufu/support/index.html>



※次の学校種別・課程であっても、進学先が「確認大学等」でない場合は対象になりません。

学校種別・課程			支給可否	備考
大学	学部・学科		○	
		通信教育課程	○	
		専攻科・別科（※1）	×	
短期大学	学科		○	
		通信教育課程	○	
		専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
		別科	×	
高等専門学校	4・5年生		○	
		専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程 （上級学科を含む。）		○	
		通信教育課程	○	

（※1）大学の専攻科、別科は対象外です。

（※2）短期大学・高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に在籍している人に限り対象となります。

4 対象判定フローチャート

以下のどちらにも該当しますか？

【要件1】居住場所に係る要件

生計維持者のどなたかが、申請日の1年以上前から中野区内に住民登録をしていて、支給を受ける際も引き続き中野区に住民登録をしていること。



【要件2】年齢に係る要件

確認大学等に入学等する年度の3月31日時点で、30歳未満であること。



はい



いいえ



区奨学金
対象外

【要件3】国制度との関係

①～③のどれに該当しますか。



①

(1) 国制度への採用候補者である。又は申請中である。
※申請中の方は、国制度の選考結果を確認した後に区の審査を行います。

②

(2) 国制度の対象外だが、区が定める要件に該当する。
※国制度の対象外となる理由が、主に以下の場合に対象となります。
・収入・資産基準で国要件から外れた。
・高校卒業後の進学時期等で国要件から外れた。

③

(3) 国制度の対象となる可能性があるが、申請していない。

区奨学金の
対象外



以下の全てに該当しますか？

【要件4】収入に関する要件

支給額算定基準額が154,500円未満である。



【要件5】確認大学に関する要件

進学先は、はじめて入学する大学等か、はじめて入学する大学等から編入学等する大学等である。

【要件6】国籍に関する要件

日本国籍を有する者である又はこれに準ずる者である。

【要件7】成績に関する要件

成績要件を満たしている又は学修意欲を有していることが確認できる。

はい



区奨学金
対象

いいえ



区奨学金
対象外

区奨学金
対象

要件1～7の詳細については、次ページ以降で説明します。

5 対象要件

要件1 居住場所に係る要件



生計維持者のどなたかが、申請日の1年以上前から中野区内に住民登録をしていて、支給を受ける際も引き続き中野区に住民登録があること。

(Point🔗 生計維持者とは)

収入や居住要件などを確認する際に基準となる人です。原則として父母がいる場合は、父母が生計維持者となります。

父母の一方のみがあなたの生計を維持している場合や、父母以外の方が生計を維持している場合などは、状況により生計維持者となる人が異なります。判断が難しい場合は、巻末資料のQ & A「生計維持者とは誰ですか」をご確認ください。

要件2 年齢に係る要件



確認大学等に入学等する年度の3月31日時点で、30歳未満であること。
(令和9年度の末日である令和10年3月31日時点で、30歳未満であること。)

要件3 国制度との関係



次のどちらかに該当すること。

(1) 国制度の採用候補者である。又は申請中である。

国制度の採用候補者となっている方が、本奨学金の申請対象となります。
なお、申請時点で国が審査中であっても、本奨学金への申請は可能です。
ただし、区奨学金の支給は、国の採用結果を確認した後に行います。

「要件3 (1)」に該当する方は、12ページ以降をご確認ください。🔗

(2) 国制度の対象外だが、区が定める要件に該当する。

国制度の対象とならない場合でも、区の定める要件に該当する場合は、本奨学金の申請対象となります。

「要件3 (2)」の詳細は、次ページ以降をご確認ください。🔗



【国制度の対象外として申請する方が確認する要件】

- i** 国制度の対象外となる理由が、次の①～⑤のいずれかに該当する場合に限り、本奨学金の申請対象となります。

① 所得が国基準を超える場合

あなたと生計維持者の支給額算定基準額が、51,300 円以上 154,500 円未満である場合です。

（目安上限世帯年収 約 700 万円前後（世帯の状況等に応じて、異なります。））

※上記に該当していても、多子世帯支援の対象となる場合や、私立学校の理工農系等支援の対象となる場合は国制度の申請・採用が必要です。

② 資産が国基準を超える場合

あなたと生計維持者の資産額について、国制度で定める要件を超過している場合です。

原則として資産が 5,000 万円以上の場合です。

ただし、国制度上の多子世帯等に該当する場合は 3 億円以上となります。

※資産とは、現金、預貯金、有価証券（株式等）、投資信託、貴金属等の金額をいいます。

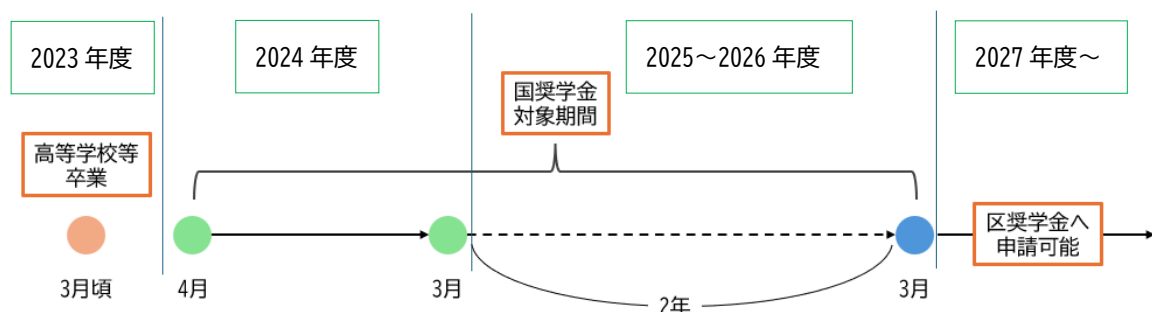
一方で、土地・建物等の不動産や、満期・解約前の生命保険・学資保険は含みません。

詳細は、国ホームページをご確認ください。

③ 高校卒業等からの期間が国基準を超える場合

高等学校等を初めて卒業または修了した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が 2 年を経過している場合です。

2023 年度に高等学校等を卒業した場合の例

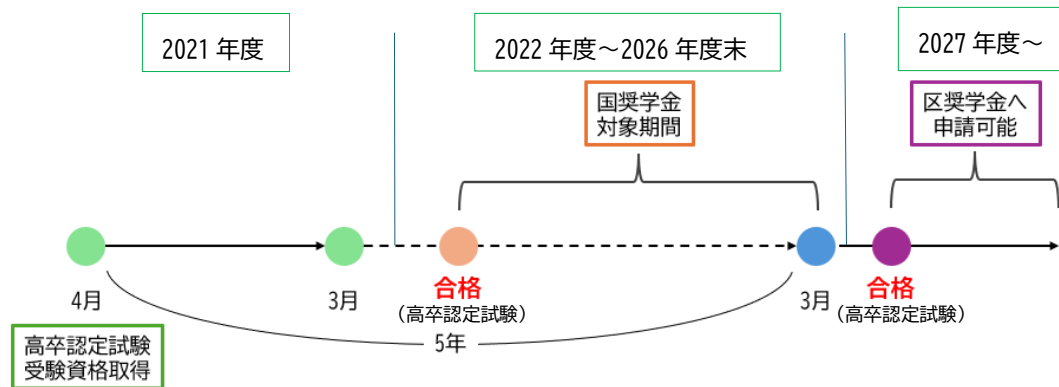


④ 高卒認定試験等からの期間が国基準を超える場合

次のいずれかに該当する場合は、

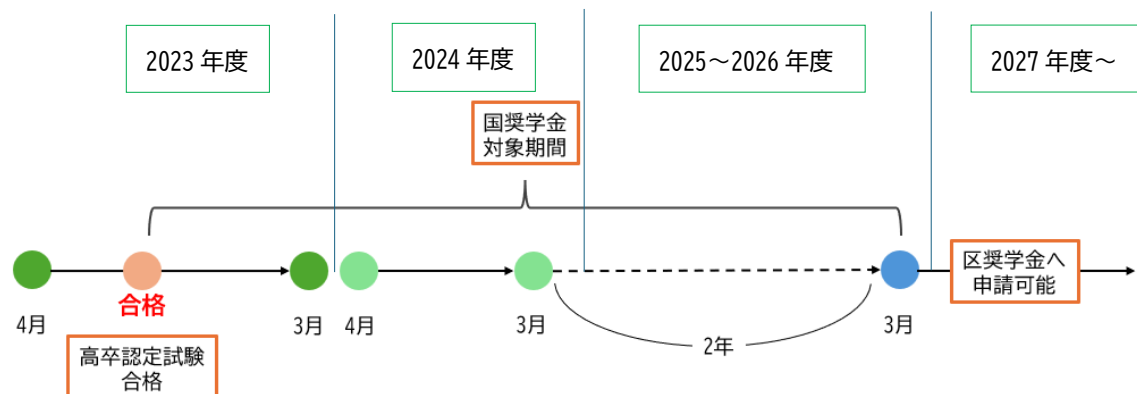
- ・ 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16 歳になる年度）の初日から、合格した年度の末日までに、5 年を超えている場合

2021 年度に高卒認定試験受験資格を取得した場合の例



- ・ 高卒認定試験に合格した年度の翌年度末から、大学等へ入学する日までに 2 年を超えている場合

2023 年度に高卒認定試験に合格した場合の例



⑤ 外国の学校教育の課程等の修了後の期間等が国基準を超過する場合

以下のa～cのいずれかに該当する場合です。

a 外国の学校教育課程を修了した場合

学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が2年を経過している。

- (ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人
- (イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
- (ウ) 文部科学大臣の指定した人

b 高校等に在学しなくなった後に入学資格を得た場合

学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学する日までの期間が2年を経過している

- (ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学する人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた人
- (イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学する人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた人

c 個別入学資格審査により入学する場合

学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学する人であって、入学する日が属する年度の翌年度の末日までに、20歳に達する。

- (ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達した人
- (イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達した人



※国制度の採用候補者である方又は申請中の方は、要件 4～7 の確認は不要です。

要件 4 収入に関する要件（国制度対象外のみ）



あなたと生計維持者の支給額算定基準額を合計した額が **154,500 円未満** であること。

※**目安となる世帯年収計約 700 万円前後**（世帯年収は家族構成等によって大きく異なります。必ず支給額算定基準額で判定してください。）

※支給額算定基準額は、国制度でも使用されている収入判定のための指標です。

【支給額算定基準額の計算方法】

今回の募集では、令和 7 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく令和 8 年度の区市町村民税情報を使用します。

支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - （市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）

※100 円未満切り上げ

※特別区民の場合は「特別区民税調整控除額」「特別区民税調整額」となります。

この計算をあなたと生計維持者それぞれに行い、合計した金額で算出します。

課税情報は、あなたと生計維持者それぞれの課税証明書などで確認できます。

例：課税証明書の場合（お住まいの自治体により、記載内容が異なる場合があります。）

課税標準額 **総合分：〇〇〇〇円 分離分：〇〇〇〇円**

└─ 総合分と分離分の合計が課税標準額です。

税額の内訳		税額控除額
区民税	調整控除	〇〇〇〇
	調整額	〇〇〇〇
都民税	調整控除	〇〇〇〇
	調整額	〇〇〇〇

調整控除額

調整額

※総合分・分離分の区別なく【課税標準額〇〇〇〇円】や、【課税総所得金額】と記載されている場合もあります。

※調整額の記載がない場合があります。その場合は 0 円として計算してください。

※調整控除額及び調整額は、**区民税分**の金額を使用します。
都民税分は含めないでください。

「マイナポータル」を活用することで、課税証明書等を取得せずに、課税標準額等の税情報を確認することができます（マイナンバーカードが必要です）。表示される項目は個人の状況等によって異なる場合がありますので、「課税所得額（課税標準額）」や「市町村民税_調整控除額」等の項目をご確認ください。

【マイナポータル HP】 https://myna.go.jp/html/my_information.html



- ※ 「調整額」は該当しない場合、記載されない場合があります。記載がない場合は、「調整額」は 0 円として計算してください。
- ※ 課税する自治体が政令指定都市に該当する場合、（調整控除額 + 調整額）に 3/4 を乗じます。
- ※ あなたが平成 19 年（2007 年）1 月 2 日から 4 月 1 日までに生まれ、かつ生計維持者の一般扶養親族に含まれている場合は、その生計維持者の支給額算定基準額から 7,200 円を差し引きます。

要件5 確認大学等に関する要件（国制度対象外のみ）



進学予定先が、国又は地方公共団体から修学支援の対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）である必要があります。対象となる学校種別・課程は、3 ページの「対象となる学校」を参照してください。

要件6 国籍に関する要件（国制度対象外のみ）



あなたが外国籍である場合、支給対象となる在留資格であることを証明する書類を提出してください。在留資格等によっては申請できないことがあります。（※1）

（支給対象となる在留資格等と届け出書類）

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（コピー）等、在留資格・在留期間が明記（※1）されているもの（いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	上記の書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」（コピー）（※6）
	家族滞在（※5）	
	上記以外（「留学」等）	支給の対象となりません（※7）

（※1）申請日時点で在留期間が経過している場合でも申請はできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理・難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。

（※5）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等・高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等・高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※6）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

（※7）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の支給を受けることができません。

要件7 成績に関する要件（国制度対象外のみ）



以下①～③のいずれかに該当していること。

なお、成績については、申請日時点で確認できる最新の成績により判定します。

（例：高校3年生が申請し、申請日時点で高校3年生第1学期までの成績が確認できる場合は、高校1年生から高校3年生第1学期までの成績により判定します。）

- ①高等学校等における評定平均値が5段階評価中3.5以上である。（※）
- ②高等学校卒業程度認定試験の合格者である。
- ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を持っていることが、学修計画書により確認できる。

（学修計画書について）

以下について、800字から1,000字以内で記載してください。

- ・進学の目的は、どのようなものか。
 - ・進学後、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っているか。卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある場合は、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているか。
- 様式は、区HPよりダウンロードできます。

（※）当該証明書類が5段階評価方式によらない場合は、以下の【参考：成績換算表】により換算してください。

【参考：成績換算表】

5段階評価による換算

換算成績	ABC制
5	A
4	B
3	C
2	D
1	E

4段階評価による換算

換算成績	ABC制
5	A
3.67	B
2.33	C
1	D

6段階評価による換算

換算成績	ABC制
5	A
4.2	B
3.4	C
2.6	D
1.8	E
1	F

優良可制による換算

換算成績	優良可制
5	秀
4	優
3	良
2	可
1	不可



6 支給額の確認方法

STEP① 支給区分を確認

支給額算定基準額51,300円未満	支給額算定基準額 51,300円以上154,500円未満
A区分	B区分 支給金額が、A区分の2/3となります。 (加算支給分は除く。)

※支給額算定基準額の詳細は、P9「要件4」をご確認ください

STEP② 自宅通学・自宅外通学を確認

「授業料等に係る奨学金」は、自宅通学と自宅外通学で金額が異なります。

区分	説明
自宅通学	生計維持者と同居して通学する場合などです。
自宅外通学	生計維持者と別居し、家賃を負担して生活している場合などです。 自宅外通学として取り扱うには、賃貸借契約書等の提出が必要です。 ※詳細は、Q & A (P21) を参照

STEP③ 学費を確認

支給金額は、実際の学費に基づき、算出されるため、学校HPなどで、以下を確認してください。

区分	説明
授業料	授業料
入学料	入学料
学費	授業料、施設整備費などが対象になります。詳細はQ & A (P21) を参照

STEP④ 進学先の上限・基準額を確認

※一部進学先を抜粋しています。その他の学校区分などは、巻末資料「支給額算定方法」をご覧ください。

進学先の例		①授業料等（上限額）		②入学金に係る奨学金（上限額）	③加算支給分（基準額）
		授業料減免年額相当額	給付奨学金相当額（年額）		
自宅通学	私立大学	約70万円	約46万円	約26万円	約116万円
	国立・公立の大学	約54万円	約35万円	約28万円	約89万円
	私立専門学校	約59万円	約46万円	約16万円	約105万円
自宅外通学	私立大学	約70万円	約91万円	約26万円	約116万円
	国立・公立の大学	約71万円	約80万円	約28万円	約89万円
	私立専門学校	約59万円	約91万円	約16万円	約105万円

支給額算出 下記の①～③の合計が支給金額になります。

① 授業料等に係る奨学金 ●授業料相当額 (「授業料(実費)」と「授業料減免相当額」の低い方) + 国の給付型奨学金相当額 ※B区分の場合2/3相当 ※国の支援額を差し引きます。	+	② 入学金に係る奨学金 ●入学金に係る奨学金相当額 (実費or上限の低い方) ※B区分の場合2/3相当 ※国の支援額を差し引きます。	+	③ 加算支給分 ●学費(授業料や施設整備費)と基準額との差額 ※最大20万円 ※実際の基準額は、授業料の金額に応じて変動する場合があります。
--	---	---	---	--

詳細な算定方法は、巻末資料の「支給額算定方法」をご覧ください。

実際に、Aさんと一緒に支給額を計算してみましょう！

※支給金の目安記入シートは、P31にあります。
また、区HPにはシミュレーターもありますのでそちらでも計算できます。



Aさんのプロフィール

- ・中野区在住・両親と同居・私立大学（文系学部）へ進学予定
- ・自宅から通学・世帯年収 約600万円
- ・国制度による支援額は0円

支給額シミュレーター
(区HP)



STEP1

課税証明書やマイナポータル等で、わたしと生計維持者の課税情報を確認します。赤枠の金額を、右ページのSTEP1に書きます。調整額がない場合は、0円として記入します。この例では、支給額算定基準額の合計からB区分になります。



課税所得額（課税標準額）	1,942,000円
市町村民税__税額控除前所得割額	116,520円
市町村民税__調整控除額	3,000円
市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額	54,930円
市町村民税所得割額	58,500円

STEP2&3

STEP2には、自宅から通学なので、自宅通学を選択します。

次に、進学予定校の学費を確認します。入学希望先の学校案内やHPで、入学金、授業料、施設設備費などを確認します。右ページのSTEP3には、次の金額を書きます。
入学金：青枠の金額
授業料：緑枠の金額
学費：緑枠と赤枠の金額の合計



項目	前期分	後期分	計
入学金	260,000円	-	260,000円
授業料	405,500円	405,500円	810,000円
施設設備資金	95,000円	95,000円	190,000円
教育充実費	111,000円	111,000円	222,000円

STEP4&5

次に、STEP4で区の支給上限額を確認します。この例では、私立大学、自宅通学の欄を見て、実際の学費と比較します。
国制度による支援額が0円の場合は、STEP5に0円と記入します。



進学先の例		①授業料等（上限額）		②入学金に係る奨学金（上限額）	③加算支給分（基準額）
		授業料減免相当額	給付型奨学金相当額		
自宅通学	私立大学	約70万円	約46万円	約26万円	約116万円
	国立・公立の大学	約54万円	約35万円	約28万円	約89万円
	私立専門学校	約59万円	約46万円	約16万円	約105万円

STEP6

AさんはSTEP1の結果、B区分なので、右ページのSTEP6で、入学金と授業料等に係る奨学金に2/3をかけます。

最後に、支給額の目安を確認しましょう！

支給額の目安記入シート

支給見込額は、区HPに掲載している
「支給額シミュレーター」でも試算できます。

このシートで算出した金額の支給を
約束するものではありません。



支給額算定基準額を記入する

課税証明書等で確認して記入してください。（金額の単位は円）

記入する人	課税標準額	調整控除額	調整額	支給額算定基準額 (課税標準額×6%)－ (調整控除額+調整額)
あなた（本人）	0	0	0	0
生計維持者①	1,942,000円	3000円	0	113,600円
生計維持者②	0	0	0	0
合計	0	0	0	113,600円

支給額算定基準額

- ☐ 51,300円未満
→ A区分
- ☒ 51,300円以上
154,500円未満
→ B区分
- ☐ 154,500円以上
→ 収入要件を満たさない
可能性があります。
(国制度対象の場合は除く。)

※ 支給額算定基準額の計算方法は、P9「要件4 収入に関する要件」をご参照ください。



自宅通学・自宅外通学を確認する

該当するものに✓を入れてください。



自宅通学



自宅外通学

生計維持者と同居して通学する場合など

生計維持者と別居し、家賃を負担して生活している場合など



進学予定校の学費を記入する

項目	金額（円）
授業料	810,000円
学費（授業料・施設整備費・実験実習費等）	1,222,000円
入学金	260,000円

「学費」には、授業料のほか、施設整備費、実験実習費など、修学に直接必要な費用を含みます。詳細は、Q & Aをご参照ください。



区の支給額上限を記入する

項目	金額（円）
①授業料等に係る奨学金上限額（アとイの合計）	1,160,000円
ア 授業料減免相当額 ※P25, 26の表1～3の上限額とSTEP3の授業料と比較して低い金額	700,000円
イ 給付型奨学金相当額 ※P25, 26の表1～3の金額	460,000円
②入学金に係る奨学金上限額 ※P30の表5の上限額とSTEP3の入学金と比較して低い金額	260,000円
③加算支給分の基準額 ※P28の表4の基準額とSTEP3の学費の差額	62,000円

一覧の上限額は、P25～30の表から転記してください。（月額の場合は×12）

※③加算支給分は、給付奨学金相当月額×12と授業料減免年額相当額を合計した金額です。なお、実際の基準額は授業料額により変動する場合があります。



国の支援額を記入する

（※国の支援対象とならない項目は、0円と記入）

項目	金額（円）
①給付型奨学金額（年額）	0円
②授業料に係る減免額	0円
③入学金に係る減免額	0円

国の支援額が不明な場合は以下で算出できます。

- ①給付型奨学金⇒STEP4①イ
②授業料に係る減免額⇒STEP4①ア
③入学金に係る減免額⇒STEP4②

上記の金額にそれぞれ以下を掛けてください。

支給額算定基準額	国の支援割合
100円未満	満額
100円以上25,600円未満	2/3
25,600円以上51,300円未満	1/3

※多子支援の対象等の場合はこの限りではございません。



区の支給額の目安を確認する

①授業料等に係る奨学金 （STEP4①－STEP5①+②） ※STEP①でB区分該当の場合は2/3	⇒ ①
②入学金に係る奨学金 （STEP4①－STEP5③） ※STEP①でB区分該当の場合は2/3	⇒ ②
③加算支給分 （STEP4③と20万円を比較して低い額）	⇒ ③

①	773,000円
②	173,000円
③	62,000円



7 支給時期

あなた本人名義の口座に原則半年分ずつ振り込みます。奨学金の支給申請（令和9年度4月頃）までに、利用できる口座を開設してください。

	前期分（4月～9月分）	後期分（10月～3月分）
支給時期（予定）	令和9年7月～9月頃	令和10年1月～3月頃

（注）本奨学金は、進学後に支給申請を行い、支給決定後に支給します。

入学金や前期授業料など、入学手続き時に必要となる費用については、あらかじめ準備が必要です。資金の準備が難しい場合は、生活福祉資金貸付制度や国の教育ローンなど、入学時必要資金融資などを利用できる場合があります。詳しくは資料Q & A「中野区給付型奨学金の支給前に、入学金などの支払いが必要な場合はどうすればよいですか。」（P22）をご確認ください。

8 申請の流れ

申請は、電子申請（LoGo フォーム）又は郵送で申請いただけます。

スマートフォン等から手続きができる電子申請が便利です。なお、本募集で内定となった場合でも、この時点では奨学金の支給決定ではありません。進学後に、改めて支給申請が必要です。

※進学後の手続きは、「9 入学後の流れ」を確認してください。

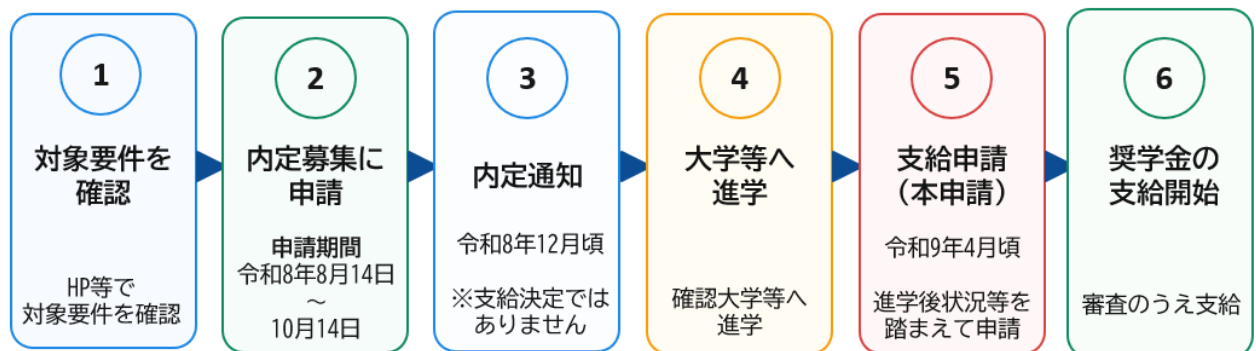
（1）申請期限

令和8年8月14日（金）～令和8年10月14日（水）

※一部の提出書類は、申請後の提出が可能です。提出期限は11月2日（月）です。



申請から支給の流れ ※時期は予定です。変更となる場合があります。



(2) 申請書類一覧

対象	提出書類	備考
全員	中野区給付型奨学金内定申請書	電子申請の場合は提出不要
	令和8年度の課税情報が確認できる書類	(令和8年1月1日時点で中野区外在住の方) ・住民税課税証明書 (令和8年1月1日時点で中野区在住の方) ・あなたが、課税標準額等を確認した書類のコピー等
	進学予定又は希望する確認大学等の学費が分かる書類	入学案内、学校 HP の写し等
該当者のみ	住民票の写し（コピー可）	あなた又は生計維持者が中野区外に住民登録している場合は、その方の住民票の写し（コピー可）を提出
	※国制度の選考結果を確認できる書類	あなたが国制度の対象の場合に必要
	※学業成績を証明する書類又は学修意欲を確認できる書類	あなたが国制度の対象外の場合に必要
	在留資格等の要件を満たしていることが分かる書類	あなたが外国籍の場合に必要
	社会的養護を必要とすることが分かる書類	社会的養護を必要とする方の場合に必要
	生計維持者を確認できる書類	父母以外を生計維持者とする場合など、区が提出を求めた場合に必要
	生活保護受給証明書	生計維持者が生活保護を受給している場合に必要

※印の書類は、令和8年11月2日（月）までに提出してください。

なお、国制度の選考結果が期限までに届かない場合は、申請状況が分かる書類を提出してください。

(Point) 電子申請における添付書類について

電子申請（LoGo フォーム）の添付書類は、スキャンしたデータ又は撮影した画像で提出できます。撮影した画像を提出する場合は、文字や数値が鮮明に確認でき、書類全体が写っていることを確認してください。

また、内容を確認できない場合などは、再提出をお願いすることがあります。提出した書類は、審査結果が届くまでお手元に保管してください。



(3) 申請書類詳細

①中野区給付型奨学金内定申請書

必要事項を記入してください。電子申請（LoGo フォーム）の場合は提出不要です。

②進学予定又は希望する確認大学等の学費が分かる書類

進学を予定している又は希望している確認大学等の入学案内や HP の写し等の学費が分かる書類を提出してください。

なお、学費の詳細については、Q & A 「加算支給分の「学費」はどのような経費が対象になりますか。」(P21) をご覧ください。

③令和 8 年度の課税情報が確認できる書類（住民税課税証明書等）

あなた及び生計維持者全員分の書類を提出してください。生計維持者が 2 人の場合は、あなたを含めて 3 人分が必要です。

令和 8 年 1 月 1 日時点で中野区にお住まいの方は、課税情報の確認に使用した書類（マイナポータルの税情報画面のコピー等）の写しを提出してください。中野区外にお住まいの方は、住民税課税証明書の写しを提出してください。

生活保護を受給している方は、課税情報が確認できる書類に代えて、生活保護受給証明書を提出してください。

なお、詳細は、Q & A 「課税情報を確認できる書類とは、具体的に何ですか。」(P23) をご覧ください。

④住民票の写し【該当者のみ】

あなた又は生計維持者が中野区外に住民登録している場合は、その方の住民票の写し（コピー可）を提出してください。

※住民票は発行後 3 か月以内のもので、続柄の記載が必要です。

※マイナンバー（個人番号）及び本籍地の記載は不要です。

※あなたが外国籍で中野区に住民登録がない場合は、世帯全員分の住民票の写しを提出してください。

⑤国制度の選考結果を確認できる書類【該当者のみ】

国制度の対象となる方は、選考結果を確認できる書類を提出してください。なお、選考結果が期日までに届かない方は、申請状況が分かる書類を提出してください。

⑥学業成績を証明する書類又は学修意欲を確認できる書類【該当者のみ】

あなたが国制度の対象外の場合は、成績等を証明する書類（学校発行の成績証明・調査書等）又は学修計画書（区が定める様式）等を提出してください。

詳細は、「要件 7 成績に関する要件（国制度対象外のみ）」(P11)をご覧ください。

⑦在留資格等の要件を満たしていることが分かる書類【該当者のみ】

あなたが外国籍である場合、在留資格等の要件を満たしていることが分かる書類として、「要件 6 国籍に関する要件」(P10)に記載されている書類を提出してください。

⑧社会的養護を必要とすることが分かる書類【該当者のみ】

あなたが社会的養護を必要とする方の場合、児童養護施設等への入所又は里親等への委託の状況が分かる証明書を提出してください。

⑨生計維持者を確認できる書類【区が提出を求めた場合のみ】

父母以外を生計維持者とする場合などは、生計維持者との関係や生計の状況が分かる書類の提出を求めることがあります。必要な書類は個別の状況により異なります。

⑩生活保護受給証明書【該当者のみ】

生計維持者が生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書を提出してください。

(4) 提出先

①電子申請（LoGo フォーム）で申請する場合

<https://logoform.jp/form/Trw5/1735877>

②郵送で申請する場合

〒164-0011 東京都中野区中央1丁目4番2号

中野区子ども・若者支援センター子ども・若者支援課子ども・若者支援係 給付型奨学金担当

申請フォーム（区 HP）



！ 申請にあたっての注意事項

【全般】

- (1) 申請内容に虚偽その他事実と異なる事項があった場合は、支給決定の取消しや、既に支給した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 申請内容の確認のため、必要に応じて追加書類の提出や聞き取りをお願いする場合があります。

【郵送について】

- (1) 郵送の場合、締切日必着です。締切後に到着した書類は受け付けません。
- (2) 郵送事故等が不安な方は、簡易書留やレターパック等の送付記録が残る郵便種別で送付してください。
- (3) 郵送料はご本人負担となります。
- (4) 申請書類は返却しません。

（５）内定審査の結果通知【令和８年１２月下旬予定】

審査の結果は、郵送で通知します。

ただし、内定となった場合でも、奨学生として正式に決定するものではありません。

また、募集人数を上回る申請があった場合は、支給要件を満たす方のうち、支給額算定基準額が低い方から、優先して内定者を決定するため、支給要件を満たしている場合であっても、内定者として認定されないことがあります。

確認大学等に入学後、改めて支給申請を行い、進学先や支給要件を確認したうえで、正式に支給・不支給を決定します。

９ 入学後の流れ

奨学生として内定されていても、毎年度支給申請が必要です。

（１）奨学金支給申請【令和９年４月頃～】

主に以下の書類を提出していただきます。詳細は、内定後に改めてお知らせします。

- ・入学する確認大学等の長の在学証明書
- ・国制度の支援額が分かる書類【該当者のみ】
- ・自宅外通学であることを証明する書類【該当者のみ】

（２）奨学金支給・不支給の決定【令和９年５月以降】

奨学生として採用した場合、採用しなかった場合のいずれについても、結果を通知します。

（３）経済状況等の確認【令和９年１０月頃～】

奨学金支給期間中、中野区に経済状況等の報告をしてください。あなたと生計維持者の所得、区市町村民税情報に基づき、支給区分の確認を行います。

なお、状況に応じて、後期分の奨学金の支給を停止する場合もございます。



Q & A

Q1 中野区給付型奨学金は、返還が必要ですか。

A この奨学金は給付型のため、原則として返還の必要はありません。
 ただし、申請内容に事実と異なる内容があった場合や、支給要件を満たさなくなった場合などは、支給決定の取消しや返還を求めることがあります。

Q2 誰が申請者になりますか。

A 申請者は、奨学金の申請を行う学生本人です。
 本冊子では、申請者本人のことを「あなた」と表記しています。

Q3 生計維持者とは誰のことですか。

A 生計維持者とは、収入や居住要件などを確認する際に基準となる人です。原則として、父母がいる場合は、父母が生計維持者となります。父母と別居している場合でも、父母があなたの学費や生活費を主に負担している場合は、父母が生計維持者となります。

ただし、ひとり親世帯、父母以外の方があなたの学費や生活費を主に負担している場合、申請者本人が独立して生計を維持している場合などは、状況により生計維持者となる人が異なります。

【生計維持者の主な例】

状況	生計維持者
父母がいる場合	原則、父母2人
父母の一方と死別・別生計の場合	父又は母1人となる場合があります
父母以外の方から支援を受けている場合	主な支援者1人となる場合があります
親族等から支援を受けることができない場合	申請者本人となる場合があります

※離婚、別居又は一人暮らしであることだけで、生計維持者が父母以外になるものではありません。個別の状況により取扱いが異なるため、判断に迷う場合はお問い合わせください。

また、生計維持者の考え方は、原則として国制度における考え方に準じます。

判断に迷う場合は以下の国 HP を参考にしてください。

URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



なお、申請内容の確認のため、必要に応じて、状況の聞き取りや根拠資料の提出を求める場合があります。

Q4 加算支給分の「学費」はどのような経費が対象になりますか。

A 授業料、施設設備費、教育充実費等、原則として在籍する学生全員が納付することとされている費用が対象です。個人の選択により発生する費用や、任意で納付する費用は対象外です。

Q5 自宅通学と自宅外通学はどのように判断しますか。

A 生計維持者（父母等）と同居して通学している場合は「自宅通学」、生計維持者と別居し、本人又は生計維持者が家賃を負担して生活している場合であって、区が定める要件に該当するときは「自宅外通学」となります。

自宅外通学の主な要件は、次のとおりです。

- 実家から大学等までの通学距離がおおむね片道 60km 以上
- 実家から大学等までの通学時間がおおむね片道 120 分以上
- 実家から大学等までの通学費がおおむね月額 1 万円以上
- 実家から大学等までの通学時間がおおむね片道 90 分以上で、利用できる公共交通機関の本数が少ない
- その他、学業との関係で実家からの通学が困難な事情がある

なお、一人暮らしをしているだけでは、自宅外通学として認められるものではありません。



Q6 中野区給付型奨学金の支給前に、入学金などの支払いが必要な場合はどうすればよいですか。

A 本奨学金は、入学後に支給申請を行い、支給決定後に支給します。そのため、入学手続き時に必要となる入学金や前期授業料などは、あらかじめ準備していただく必要があります。

資金の準備が難しい場合は、生活福祉資金貸付制度、国の教育ローン、労働金庫の入学時必要資金融資などを利用できる場合があります。いずれも貸付制度のため返済が必要であり、利用には要件や審査があります。詳しくは、下記の各制度の実施機関にご確認ください。

【入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度】 令和8年4月1日現在

生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

融資限度額 就学支度費 500,000 円【無利子】
 ※貸付対象は学校に入学する際に必要な入学金等であり、受験料など受験に伴う費用は原則として対象となりません。
 対象 必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯（市町村民税非課税程度の世帯）
 備考 保証人不要（世帯内で連帯借受人が必要）
 償還期限 据置期間経過後 20 年以内（据置期間は卒業後 6 か月以内）
 問合せ先 中野区社会福祉協議会
<https://nakanoshakyo.com/service/kashitsuke/>



国の教育ローン（日本政策金融公庫）

融資限度額 3,500,000 円【有利子】
 対象 融資の対象となる学校に入学・在学する人の保護者
 備考 授業料・入学金の減免分は融資のお使いみちに含めることができません（減免分以外の授業料・入学金、受験費用、自宅外通学に必要な住居費用などが対象）。
 子供の人数に応じて、世帯年収による制限があります。
 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
 ・「国の教育ローン」の融資を受けられた場合には、JASSO の入学時特別増額貸与奨学金を利用することができません。

問合せ先 :日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>



入学時必要資金融資（労働金庫）

融資限度額 あなたが JASSO の入学時特別増額貸与奨学金で借りる額（～500,000 円）【有利子】
 対象 入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人
 備考 進学後に JASSO から振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する約束をすることで、進学前に労働金庫から融資を受けることができる制度です。
 予約採用で貸与奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用候補者となる必要があります。

問合せ先 労働金庫

<https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>



Q 7 課税情報を確認できる書類とは、具体的に何ですか。

A 収入要件の確認のため、あなた及び生計維持者全員分について、課税額等が確認できる書類等を提出してください。

提出する書類等の例は、次のとおりです。

- ・住民税課税証明書の写し
- ・住民税納税通知書の写し
- ・特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・生活保護受給証明書（生活保護を受給している場合）
- ・マイナポータルの「わたしの情報」等で確認できる税情報の写し

これらの書類等に記載されている「課税標準額」などをもとに、支給額算定基準額を確認します。

なお、令和 8 年 1 月 1 日時点で中野区外にお住まいの方は、課税証明書の提出が必要です。

今回の募集では、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの収入に基づく、令和 8 年度の区市町村民税情報を使用します。

Q 8 制度の内容や、自分が対象になるか分からない場合はどうすればよいですか。

A 募集案内を読んでも制度の内容や対象要件が分からない場合は、問い合わせフォームから区へご相談ください。

お問い合わせの際は、申請者本人の状況やご不明な点を、分かる範囲でご入力ください。内容によっては、進学予定校や国制度の申請状況、課税情報等を確認させていただく場合があります。

なお、問い合わせフォームの利用が難しい場合や、特に急ぎ確認が必要な場合は、電話でもお問い合わせいただけます。



問い合わせフォーム（区 HP）

支給額算定方法

支給額の試算について



支給額の目安を確認したい場合は、区ホームページに掲載している「中野区給付型奨学金支給額シミュレーター」をご利用ください。

シミュレーターでは、申請者本人及び生計維持者の課税情報、学校区分、通学形態、入学金・授業料等を入力することで、支給区分及び支給見込額を試算できます。

支給額シミュレーター



(1) 授業料等に係る奨学金

授業料等に係る奨学金は、国の「給付奨学金の月額相当分」と、「授業料減免相当分」を合わせた額を基準として支給します。算出方法は、次のとおりです。

なお、国制度による給付奨学金又は授業料減免を受ける場合は、算出した額から、国制度による実際の支援額を差し引いて、区の支給額を算定します。

授業料等に係る奨学金の算定方法【支給額算定基準額が 51,300 円未満の場合】

授業料等に係る奨学金

= 給付奨学金相当月額 × 12 か月 + 「授業料減免年額相当額の上限」と「実際の授業料年額」を比較して、いずれか少ない額

授業料等に係る奨学金の算定方法【支給額算定基準額が 51,300 円以上 154,500 円未満の場合】

授業料等に係る奨学金

= (給付奨学金相当月額 × ※3分の2 × 12 か月) + (「授業料減免年額相当額の上限」と「実際の授業料年額」を比較して、いずれか少ない額 × ※3分の2)

※3分の2 を乗じた後の月額及び授業料相当額について、それぞれ 100 円未満を切り上げ

「給付奨学金相当月額」及び「授業料減免年額相当額の上限」は、表1を参照

※ 「生活保護又は社会的養護を必要とする人」に該当する場合は、表2を参照

※ 通信教育課程に在学する場合は、表3を参照（通信課程に該当する場合は、給付奨学金相当は月額ではなく年額であるため、12 か月は乗じる必要はありません。）

【自宅通学・自宅外通学について】

自宅通学とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことを指します。(生計維持者の単身赴任等、一時的に別居している場合も自宅通学扱いとなります)。

自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。詳細は、Q&A「自宅通学と自宅外通学はどのように判断しますか。」をご確認ください。

【表１：「給付奨学金相当月額」及び「授業料減免年額相当額の上限」】

区分			給付奨学金相当月額	授業料減免 年額相当額
大学	国立・公立	学部（夜間学部を除く。）	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	５３５，８００円
		夜間学部	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	２６７，９００円
	私立	学部（夜間学部を除く。）	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	７００，０００円
		夜間学部	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	３６０，０００円
短期大学	国立・公立	学科（夜間学科を除く。）	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	３９０，０００円
		夜間学科	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	１９５，０００円
	私立	学科（夜間学科を除く。）	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	６２０，０００円
		夜間学科	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	３６０，０００円
高等専門学校	国立・公立	学科	自宅通学のときは１７，５００円、 自宅外通学のときは３４，２００円	２３４，６００円
	私立	学科	自宅通学のときは２６，７００円、 自宅外通学のときは４３，３００円	７００，０００円
専修学校	国立・公立	専門課程（夜間課程を除く。）	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	１６６，８００円
		夜間課程	自宅通学のときは２９，２００円、 自宅外通学のときは６６，７００円	８３，４００円
	私立	専門課程（夜間課程を除く。）	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	５９０，０００円
		夜間課程	自宅通学のときは３８，３００円、 自宅外通学のときは７５，８００円	３９０，０００円

【表2：生活保護又は社会的養護を必要とする人】

区分			給付奨学金相当月額	授業料減免年額 相当額の上限
大学	国立・公立	学部（夜間学部を除く。）	33,300円	535,800円
		夜間学部	33,300円	267,900円
	私立	学部（夜間学部を除く。）	42,500円	700,000円
		夜間学部	42,500円	360,000円
短期 大学	国立・公立	学科（夜間学科を除く。）	33,300円	390,000円
		夜間学科	33,300円	195,000円
	私立	学科（夜間学科を除く。）	42,500円	620,000円
		夜間学科	42,500円	360,000円
高等 専門 学校	国立・公立	学科	25,800円	234,600円
	私立	学科	35,000円	700,000円
専修 学校	国立・公立	専門課程（夜間課程を除く。）	33,300円	166,800円
		夜間課程	33,300円	83,400円
	私立	専門課程（夜間課程を除く。）	42,500円	590,000円
		夜間課程	42,500円	390,000円

【表3：通信教育課程に在学する場合】

給付奨学金相当年額	授業料減免年額相当額の上限
年額51,000円	130,000円



(2) 授業料等に係る奨学金（加算支給分）

授業料等に係る奨学金（加算支給分）は、学費の年額が、表4の金額を用いて算出した基準額を超える場合に、その差額を加算支給します。ただし、加算支給額は年額20万円を上限とします。

基準額は、給付奨学金相当額と授業料減免相当額を基に算定しています。

算出方法は、次のとおりです。

授業料等に係る奨学金（加算支給分）

＝学費（年額）－（給付奨学金相当月額 × 12か月＋「授業料減免年額相当額の上限」と「実際の授業料年額」を比較して、いずれか少ない額）

上記の額と20万円を比較し、いずれか少ない額を支給します。

※計算結果が0円以下となる場合、加算支給分はありません。

【学費（年額）とは】

学費とは、授業や実習に直接必要な経費で、全学生又は当該学部・学科・課程の学生全員が納付する必要がある費用を原則とします。

そのため、授業料、施設整備費、実験実習費、教育充実費等は算定対象となりますが、後援会費、同窓会費、教科書代、通学費等は対象となりません。

詳細は、Q&A「加算支給分の「学費」はどのような経費が対象になりますか。」（P21）をご覧ください。



【表4：授業料等に係る奨学金（加算支給分）の算定表】

区分			給付奨学金相当月額	授業料減免 年額相当額の 上限
大学	国立・公立	学部（夜間学部を除く。）	29,200円	535,800円
		夜間学部	29,200円	267,900円
	私立	学部（夜間学部を除く。）	38,300円	700,000円
		夜間学部	38,300円	360,000円
短期 大学	国立・公立	学科（夜間学科を除く。）	29,200円	390,000円
		夜間学科	29,200円	195,000円
	私立	学科（夜間学科を除く。）	38,300円	620,000円
		夜間学科	38,300円	360,000円
高等 専門 学校	国立・公立	学科	17,500円	234,600円
	私立	学科	26,700円	700,000円
専修 学校	国立・公立	専門課程（夜間課程を除く。）	29,200円	166,800円
		夜間課程	29,200円	83,400円
	私立	専門課程（夜間課程を除く。）	38,300円	590,000円
		夜間課程	38,300円	390,000円
通信による教育を行う大学、短期大学・専修学校				
給付奨学金相当額			授業料減免年額相当額の上限	
年額51,000円			年額130,000円	



(3) 入学金に係る奨学金

入学金に係る奨学金は、実際に進学した確認大学等の入学金に対して支給します。

支給額は、表5に定める「入学金減免相当額の上限」と、実際に納付する入学金を比較して、いずれか少ない額とします。

なお、国制度による入学金の減免を受ける場合は、算出した額から、国制度による実際の支援額を差し引いて、区の支給額を算定します。

入学金に係る奨学金の算定方法【支給額算定基準額が 51,300 円未満の場合】

入学金に係る奨学金

= 「入学金減免相当額の上限」と「実際の入学金」を比較して、いずれか少ない額

入学金に係る奨学金の算定方法【支給額算定基準額が 51,300 円以上 154,500 円未満の場合】

入学金に係る奨学金

= 「入学金減免相当額の上限」と「実際の入学金」を比較して、いずれか少ない額 × 3分の2
(100 円未満の端数は切り上げ)

なお、複数の大学等に合格し、複数校に入学金を納付した場合であっても、対象となるのは、実際に進学した確認大学等の入学金に限ります。



【表5：入学金に係る奨学金上限額】

区分			入学金減免相当額 の上限額
大学	国立・公立	学部（夜間学部を除く。）	282,000円
		夜間学部	141,000円
	私立	学部（夜間学部を除く。）	260,000円
		夜間学部	140,000円
短期 大学	国立・公立	学科（夜間学科を除く。）	169,200円
		夜間学科	84,600円
	私立	学科（夜間学科を除く。）	250,000円
		夜間学科	170,000円
高等 専門 学校	国立・公立	学科	84,600円
	私立	学科	130,000円
専修 学校	国立・公立	専門課程（夜間課程を除く。）	70,000円
		夜間課程	35,000円
	私立	専門課程（夜間課程を除く。）	160,000円
		夜間課程	140,000円
通信による教育を行う大学、短期大学・専修学校			
30,000円			



支給額の目安記入シート

支給見込額は、区HPに掲載している
「支給額シミュレーター」でも試算できます。

このシートで算出した金額の支給を
約束するものではありません。



支給額算定基準額を記入する

課税証明書等で確認して記入してください。（金額の単位は円）



STEP 1

記入する人	課税標準額	調整控除額	調整額	支給額算定基準額 (課税標準額×6%)－ (調整控除額+調整額)
あなた（本人）				
生計維持者①				
生計維持者②				
合計				

支給額算定基準額

- ☐ 51,300円未満
→ A区分
- ☐ 51,300円以上
154,500円未満
→ B区分
- ☐ 154,500円以上
→ 収入要件を満たさない
可能性があります。
(国制度対象の場合は除く)

※ 支給額算定基準額の計算方法は、P9「要件4 収入に関する要件」をご参照ください。



STEP 2

自宅通学・自宅外通学を確認する 該当するものに✓を入れてください。

☐ 自宅通学

生計維持者と同居して通学する場合など

☐ 自宅外通学

生計維持者と別居し、家賃を負担して生活している場合など



STEP 3

進学予定校の学費を記入する

項目	金額（円）
授業料	
学費（授業料・施設整備費・実験実習費等）	
入学金	

「学費」には、授業料のほか、施設整備費、実験実習費など、修学に直接必要な費用を含みます。詳細は、Q & Aをご参照ください。



STEP 4

区の支給額上限を記入する

項目	金額（円）
①授業料等に係る奨学金上限額（アとイの合計）	
ア 授業料減免相当額 ※P25,26の表1～3の上限額とSTEP3の授業料と比較して低い金額	
イ 給付型奨学金相当額 ※P25,26の表1～3の金額	
②入学金に係る奨学金上限額 ※P30の表5の上限額とSTEP3の入学金と比較して低い金額	
③加算支給分の基準額 ※P28の表4の基準額とSTEP3の学費の差額	

一覧の上限額は、P25～30の表から転記してください。（月額の場合は×12）

※③加算支給分は、給付奨学金相当月額×12と授業料減免年額相当額を合計した金額です。なお、実際の基準額は授業料額により変動する場合があります。



STEP 5

国の支援額を記入する

（※国の支援対象とならない項目は、0円と記入）

項目	金額（円）
①給付型奨学金額（年額）	
②授業料に係る減免額	
③入学金に係る減免額	

国の支援額が不明な場合は以下で算出できます。

- ①給付型奨学金⇒ STEP4 ①イ
②授業料に係る減免額⇒STEP4 ①ア
③入学金に係る減免額⇒STEP4 ②

上記の金額にそれぞれ以下を掛けてください。

支給額算定基準額	国の支援割合
100円未満	満額
100円以上25,600円未満	2/3
25,600円以上51,300円未満	1/3

※多子支援の対象等の場合はこの限りではありません。



STEP 6

区の支給額の目安を確認する

①授業料等に係る奨学金 （STEP4①－STEP5①+②） ※STEP①でB区分該当の場合は2/3	⇒ ①	円
②入学金に係る奨学金 （STEP4①－STEP5③） ※STEP①でB区分該当の場合は2/3	⇒ ②	円
③加算支給分 （STEP4③と20万円を比較して低い額）	⇒ ③	円

中野区の若者向けの事業の一例

若者会議

若者会議は、中野区在住・在勤・在学の大学生から社会人年代（おおむね 18 歳から 39 歳）が、若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築していくためのプロジェクトです。



よりよい中野をつくるために、皆様のご参加をお待ちしています！
（※令和 8 年度の募集を締め切っています。詳細は区 HP を参照ください。）

若者相談



義務教育終了後から 39 歳までの若者を対象に、学校や職場のこと、家族や友人とのことなど、さまざまなご相談をお受けしています。これまでに相談したことがない方や、相談内容がはっきりしない方でも安心してご利用いただけます。

相談員が丁寧に話を伺い、これからのことを一緒に考えます。



若者フリースペース「まごころドーナッツ」



義務教育終了後から 39 歳までの若者が、ふらっと立ち寄ったり、気になるプログラムに参加したり、自分なりの利用ができるフリースペースです。



中野区若者情報発信アカウント (X)

主に 13 歳～39 歳を対象とした若者に関連する情報を発信しています。





つながる
はじまる
なかの

中野区給付型奨学金についてのお問い合わせ

制度の内容や、ご自身が対象となるか分からない場合は、問い合わせフォームをご利用ください。



問い合わせフォーム（区 HP）

【担当部署】 子ども・若者支援課 子ども・若者支援係

【電話】 03-5937-3257

【電話受付時間】 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

【所在地】 〒164-0011 中野区中央 1 丁目 41 番 2 号 中野区子ども・若者支援センター



令和 8 年 8 月発行